

問題1 令和4年 第4問 (解説)

株式会社と合同会社の比較に関する知識が問われている。

- ア 不適切。株式会社においては、資本金として出資された額のうち、2分の1を超えない額を資本金ではなく資本準備金として計上することができる(会社法第445条第2項)。また、合同会社においては、出資された額のうち資本金に計上する額を自由に決めることが可能である。
- イ 適切。法人が株式会社における取締役になることはできない(会社法第331条第1項)。一方、合同会社における業務執行社員を法人とすることは可能である。ただし、その場合、実際に業務を遂行する人として職務執行者を選任しなければならない(会社法第598条)。
- ウ 不適切。株式会社は、株主1名でも設立することが可能である。また、合同会社についても社員1名で設立することが可能である。
- エ 不適切。株式会社における株主の責任は、その有する株式の引受価額を限度とするとされ、有限責任となる(会社法第104条)。また、合同会社についても、社員の全部を有限責任社員とする旨を定款に記載することとされている(会社法第576条第4項)。

(解答) イ (重要度) B

問題2 令和元年 第1問 (解説)

持分会社(合同会社、合名会社、合資会社)の知識について問われている。

- ア 適切。持分会社とは少数の信頼しあえる仲間の集まりで運営される会社であり、いずれの会社も成立後社員を加入させることができる。加入する場合は、総社員の同意が必要となる。
- イ 不適切。合同会社、合名会社においては社員1名でも設立可能である。一方、合資会社においては、有限責任社員と無限責任社員で構成される予定となるため、社員1名では認められない(2名以上必要)。
- ウ 不適切。持分会社は原則全社員が業務執行社員となる。しかし、定款で一部の社員のみとすることは可能である(会社法590条1項)。
- エ 不適切。合同会社は有限責任社員のみで組織される(会社法576条4項)。合名会社は無限責任社員のみで組織される(会社法576条2項)。なお、合資会社は無限責任社員と有限責任社員により構成される点は正しい。

(解答) ア (重要度) A

問題3 平成30年 第1問 (解説)

株式会社と合同会社の異同が問われている。

- ア 不適切。合同会社は、一部またはすべての出資者が無限責任を負う合名会社や合資会社とは

異なり、株式会社と同じ間接有限責任を採用しつつ、より経営の自由度を高めた会社形態である。

イ 適切。株式会社では、出資された財産の額のうち、少なくとも2分の1は資本金として計上しなければならない(会社法445条2項)。合同会社ではそのような制約はなく、出資された財産の額のうち、資本金に計上する額は自由に決めることができる。

ウ 不適切。株式会社では、純資産額が300万円を下回る場合には配当ができない(会社法458条)。合同会社では、原則として利益剰余金があれば配当が可能である(会社法628条)。

エ 不適切。株式会社では、決算ごとに貸借対照表等を公告しなければならない(会社法440条)。合同会社では、決算公告の必要はない。ただし、合併や株式会社への変更等については株式会社と同じく公告が必要なので、誤解のないようにしたい。

(解答) イ (重要度) B

問題4 平成26年 第17問(解説)

合同会社に関する基本的な出題である。合同会社は相互に信頼関係を有する少人数の者が共同で事業を行うための制度であることから、株式会社と同じく出資者有限責任でありながら、意思決定方法や利益配分方法を自由に決められる。

ア 不適切。合同会社では、社員総会が必要ではない。社員総会の開催の有無、(開催するとして)決議事項について、定款で自由に定めることができる。

また、合同会社では、代表社員の定めも必要ではない。定款に別段の定めがある場合を除き、各社員が業務を執行し(会社法第590条第1項)、会社を代表する(同法第599条第1項)。業務執行社員を定款で定めた場合は、業務執行社員が業務を執行し、会社を代表する。さらに、定款または定款の定めに基づく社員の互選により、業務執行社員の中から会社を代表する社員を定めることは可能である(同法第599条第3項)。

イ 適切。合同会社では、定款に記載することにより、損益分配の割合を自由に定めることができる。定款の定めがないときは、出資価額による(会社法第622条第1項)。

ウ 不適切。本肢の前段については選択肢アの解説を参照。後段については、合同会社では所有と経営が分離しておらず、業務執行社員は文字通り「社員」でなければならない。よって、社員以外を業務執行社員にはできない。

エ 不適切。合同会社にも資本金の概念はあり、登記事項の1つである(会社法第914条第5号)。また、合同会社の設立にあたっては、株式会社(最低15万円)よりも軽減されてはいるが、登録免許税の納付は必要である(最低6万円)。

(解答) イ (重要度) A

問題5 平成22年 第5問(解説)

特例有限会社に関する問題である。

ア 不適切。特例有限会社において、取締役会は置くことができない(整備法17条)。

- イ 不適切。特例有限会社においては、増資は、株主総会の特別決議が必要であって、代表取締役の自由な裁量に委ねられているわけではない（整備法14条3項）。
- ウ 適切。特例有限会社が、株式会社に組織を変更して移行するためには、定款を変更し、商号を株式会社という文字を用いた商号に変更し、①当該有限会社についての解散の登記と②商号変更後の株式会社の設立登記をすることになる（整備法45条・46条）。
- エ 不適切。特例有限会社の取締役の任期については、制限がない（整備法18条）。

(解答) ウ (重要度) B

問題6 平成22年 第6問 (解説)

持分会社の種類に関する問題であり、確実に得点したい問題である。

(設問1)

- Aは、「出資者全員が、無限責任社員」であるから、合名会社である。
- Bは、「出資者全員が、有限責任社員」であるから、合同会社である。
- 従って、適切な組み合わせはエということになる。

(解答) エ (重要度) A

(設問2)

- Cは、「無限責任社員と有限責任社員と両方の社員がいる会社」であるから、合資会社と確定する。
- Dは、「平成18年5月からは設立することができなくなった」会社であるから、有限会社である。
- 従って、適切な組み合わせはイということになる。

(解答) イ (重要度) A

問題7 平成21年 第16問 (解説)

(設問1)

- ア 適切。会社法625条。有限責任事業組合法31条6項。
- イ 不適切。前段はその通り。会社法590条2項。しかし、有限責任事業組合においては、原則として、業務執行は総組合員の同意が必要である。そして、本肢の重要な財産の処分及び譲受けや多額の借金においては、組合契約によってもこれを省略することはできない。有限責任事業組合法12条1項。従って、後段は誤っている。
- ウ 適切。会社法575条・578条。有限責任事業組合法3条・4条。
- エ 適切。会社法622条。有限責任事業組合法33条。

(解答) イ (重要度) B

(設問2)

- ア 適切。合同会社は会社であるから法人格を有する（会社法3条）。従って、自らが特許の出願人としての主体性を持つ。これに対して、有限責任事業組合は法人格を持たず、組合員全員による共同出願ということになる。
- イ 適切。合同会社は、株式会社への組織変更（会社法2条26号ロ）、合名会社・合資会社への種類変更（会社法638条3項）が可能である（本肢では種類変更も広義の組織変更に含まれると解している）。これに対し、有限責任事業組合は組合の特例制度であるため、このような組織変更の規定はない。
- ウ 不適切。合同会社は1人でも設立できる（会社法641条4号）が、有限責任事業組合は組合である以上、必ず2人以上の組合員が必要である。しかし、組合員のうち、過半数ではなく、1人以上が日本の居住者または内国法人でなければならない（有限責任事業組合法3条2項）。
- エ 適切。会社法628条。有限責任事業組合法34条、同施行規則37条。

(解答) ウ **(重要度)** B

(設問3)

- ア 適切。特定非営利活動促進法15条・同法2条2項1号ロ。
- イ 適切。特定非営利活動促進法3条・同法5条1項。
- ウ 適切。特定非営利活動促進法28条。
- エ 不適切。社員7名以上の名簿とあるが、社員の最低の員数は10名である。特定非営利活動促進法10条。

(解答) エ **(重要度)** B

問題8 令和4年 第6問 (解説)

株式会社の設立に関する知識が問われている。

(設 問)

- ア 適切。定款とは会社の根本規則のことであり、会社設立時の定款を原始定款という。定款には記載しなければ定款全体が無効となる絶対的記載事項が定められており、その一つが商号である。その他の絶対的記載事項としては、目的、本店の所在地、設立に際して出資される財産の価額またはその最低額、発起人の氏名または名称および住所である（会社法第27条）。
- イ 不適切。定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう）をもって作成することができる（会社法第26条第2項）。
- ウ 不適切。2006年の会社法改正前においては、最低資本金制度が規定されていたが、現在当該制度は廃止され、設立時における資本金額における制限はない。
- エ 不適切。株式会社設立における発起人は、1人以上いけばよい。

(解 答) ア (重要度) A

問題9 令和2年 第2問 (解説)

会社法から株式会社の設立に関する知識を問われている。

- ア 不適切。定款には、以下の5つの事項を記載しなければならない。記載されていない場合は、その定款全体が無効となるとされている（会社法第27条）。
- ① 目的（会社の事業内容）
 - ② 商号（商人・会社が営業上自己を表すための商号）
 - ③ 本店所在地
 - ④ 設立に際し出資される財産価額またはその最低額
 - ⑤ 発起人の氏名又は名称及び所在地
- イ 不適切。発起設立における設立時取締役の選任は、定款で定めることにより選任する方法と発起人会で定める方法がある。発起人会で定める方法をとる場合、発起人は出資の払い込みが完了した後、遅滞なく、発起人の議決権の過半数をもって設立時取締役を選任することと規定されている（会社法第40条）。発起人全員の同意により決定する必要はない。
- ウ 不適切。発起設立においても、募集設立においても各発起人は、株式会社の設立に際し、設立時発行株式を一株以上引き受けなければならないと規定されている（会社法第25条）。
- エ 適切。発起人は、現物出資財産等の価額が当該現物財産等について定款で記載され、または記録された価額に著しく不足する時は、不足補填責任を負うとされている。しかし、例外として、裁判所選任の検査役の調査を経た場合、発起人は現物出資者又は当該財産譲渡人である場合を除いて不足補填責任はないものとされている（会社法52条）。

(解答) エ (重要度) B

問題10 平成24年 第19問 (解説)

(設問)

商業登記に関する基本的な問題である。

ア 適切。「資本金の額」は、株式会社の絶対的登記事項である (会社法911条3項5号)。

イ 適切。「会社の本店及び支店の所在場所」は株式会社の絶対的登記事項である (会社法911条3項3号)。

ウ 適切。「会社の目的」は株式会社の絶対的登記事項である (会社法911条3項1号)。

エ 不適切。「代表取締役の氏名」は株式会社の絶対的登記事項である (会社法911条3項14号)。しかし、代表取締役の学歴は登記簿に記載されないので、確かめることはできない。

(解答) エ (重要度) A

問題11 平成23年 第1問 (解説)

現物出資に関する出題である。過去にも出題されているが、やや細かい点を問うている。

ア 不適切。現物出資において、対象財産が市場価格のある有価証券で、定款記載の金額が法務省令で定める方法により算定される市場価格を超えない場合は、検査役の調査は不要とされる。

ここにいる法務省令で定める方法とは、

①定款認証の日における当該有価証券の市場での最終価格。

②定款認証の日において当該有価証券が公開買付の対象であるときは、公開買付価格。

であり、Aのいうように、定款認証の日の6か月前から前日までの終値の平均の金額を基準とするものではない。

イ 不適切。たしかに、現物出資における検査役の調査は税理士の証明があれば不要となる (会社法33条10項3号)。しかし、この税理士Dは発起人の一人である。発起人は、この価格の相当性につき、証明することはできない (同法同条11項1号)。

この条文を知らなくても、発起人自身が現物出資の価値を証明することの不当性に思い及べば、この肢を正解肢として選択することはないと思われる。

ウ 不適切。本件の現物出資は、①X社株式 (250万円分)、②商品 (300万円分)、③什器備品類 (100万円) であるから、合計総額は250万円+300万円+100万円=650万円であり、500万円を超すので検査役の調査が必要である。仮に、①と②が、検査役の調査が免責されるとしても、それによって総額が減少するわけではなく、③の調査が免責されることはない。

エ 適切。この発言に従うと、総額は、150万円+250万円+100万円=500万円ちょうどということになり、500万円を超えないので、検査役の調査は不要である。

(解答) エ (重要度) B

問題12 平成22年 第1問 (解説)

本問は、株式会社の募集手続における割当に関する問題である。あまり深い準備をしていなかった受験者が多かったと考える。

原則として、募集設立に際しては、「割当自由の原則」が妥当する。すなわち、株式の引き受けを希望する者に対して、発起人が株式を引き受けさせるかどうか、何株引き受けさせるかは、発起人の任意である。

ア 適切。本問においては、発起人甲は、BとDに400株を引き受けてもらうのが最も望ましいと考えているので、本肢は適切である。

イ 不適切。引受希望株式数に応じて、400株を割り当てたものであろうが、その必要はない。

ウ 不適切。申込日を基準にし、一番早く申し込んだAに引受希望株式数200を与え、残りの200株を日付で同順位のBとCに引受希望株式数に応じて按分したものであろうが、その必要はない。

エ 不適切。申込日時の順に、引受希望株式数を400株になるまで与えていくものであろうが、その必要はない。

(解答) ア (重要度) C

問題13 平成21年 第3問 (解説)

ア 適切。会社法33条10項1号。

イ 不適切。現物出資について、検査役の調査が不要とされるのは、現物出資財産の価額が500万円を超えない場合であり、金銭出資の額は含まない。

ウ 不適切。300万円ではなく500万円である。

エ 不適切。本設例において、手持ちの現金は200万円程度であるから、資本金1,000万円ということは、現物出資は800万円程度になり、検査役の調査は必要である。「何の問題もない」という助言は適切ではない。

(解答) ア (重要度) B

問題14 令和3年 第3問 (解説)

会社法から簡易合併手続きについて問われている。

- ア 不適切。簡易合併手続とは、存続会社等が対価として交付する株式等の財産価値が存続会社等の純資産額の20%以下の場合、株主に与える影響が小さいとされ、株主総会決議を省略できる制度である。株式買取請求権とは、株主に与える影響が大きな合併等に反対する株主が所有する株式を株式会社に公正な価格で買い取ることを請求できる権利である。よって、簡易合併手続においては、全ての株主に株式買い取り請求権が与えられているわけではない。(会社法797条第1項)。債権者保護手続とは、合併等の債権者利害に影響を及ぼす可能性が高い行為を会社が行う場合、事前に官報公告等を行うことで異議を述べるための一定期間を債権者に与えることを目的とした制度である。このような目的で行われる債権者保護手続は、簡易合併手続による組織再編であっても省略することはできない(会社法789条、799条)。
- イ 不適切。吸収合併を行う場合、合併する会社間において吸収合併契約を締結する。一般的に当該契約のあとに簡易合併手続において必要な債権者保護手続を行うこととなる。この債権者保護手続の期間は、債権者が異議を述べるための期間として、最低1か月を確保することが要求されている(会社法789条第2項)。よって、吸収合併契約締結から合併の効力発生日まで20日あれば実施可能なわけではない。
- ウ 不適切。簡易合併手続とは、一定の条件に該当した場合、株主総会決議を不要とする制度であるが、これは存続会社においては、活用可能であるが、消滅会社については活用することができない(会社法796条第2項)。
- エ 適切。簡易合併手続は、吸収合併存続会社が非公開会社であり、吸収合併消滅会社に対して交付する対価の全部又は一部が譲渡制限株式である場合、行うことができない。これは、吸収合併消滅会社が譲渡制限株式を対価として受け取る場合、当該株式は譲渡が自由にできないため、株主としての権利を行使し難くなり、不利益が生じる可能性があるためである。(会社法796条第1項)。

(解答) エ (重要度) B

問題15 令和2年 第5問 (解説)

会社法より株式会社の合併に関する知識が問われている。合併とは、2つ以上の会社が契約により1つの会社となる組織再編行為である。合併には、吸収合併(合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継する行為)と新設合併(合併により消滅する会社の権利義務の全部を新設する会社に承継させる行為)がある。当問題については、実務上多く利用されている吸収合併に関する知識が問われている。

- ア 適切。吸収合併を行う際は、当事会社間において合併契約を締結しなければならない。また、この契約書は、この吸収合併が成立する日まで本店に備置かなければならない(会社法782条)。

原則、合併の効力は、合併契約に定められた日に発生するが、消滅会社の吸収合併による解散については、この効力発生日と吸収合併登記の日が異なることがあるため、その間の法律関係が不明確になる可能性がある。よって、吸収合併による消滅会社の解散は吸収合併の登記がなされるまでは第三者に対抗することができない（会社法第750条の2）。

イ 不適切。債権者異議手続とは、株式会社が債権者の利害に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を行う場合に官報等を通じて、事前に債権者に異議を申し出る機会を与える行為である。吸収合併については債権者に重大な影響を及ぼすおそれのある事項とされており、債権者異議手続が必要である。債権者異議手続が必要とされている行為を行う場合において、債権者異議手続が終了していない場合、その行為の効力は生じないとされており、権利義務承継はできない。（会社法第789条1項、第799条1項）。

ウ 不適切。吸収合併が行われた場合、消滅会社の権利義務を存続会社が全部承継することが原則であるが、一部の許認可については、個別に届出や許可が必要となる。例えば、一般貨物自動車運送事業者の許認可については、吸収合併が行われた場合であっても承継されず、国土交通大臣の許可が必要となる。

エ 不適切。従来、吸収合併を行う場合において消滅会社の株主に対して交付する対価は、原則として存続する会社の株式に限定されていた。しかし、会社法の施行により現金や株式、その他の資産（社債、新株予約権等）による対価が認められた（対価の柔軟化）（会社法第749条1項の2）。

(解答) ア (重要度) B

問題16 平成30年 第2問 (解説)

吸収合併と新設分割における簡易手続・略式手続の有無が問われている。

・空欄A・B

消滅会社は、すべての資産を承継させなければ吸収合併はできないため、消滅会社において簡易手続はあり得ない。従って、空欄Aは×となる。

略式手続きの要件は、特別支配関係にある場合（吸収会社が被吸収会社の議決権の90%以上を保有している場合）、消滅会社での特別決議は不要である。従って、空欄Bは○である。

・空欄C・D

分割会社が承継させる資産の価額が総資産の5分の1を超えない場合、簡易手続の対象となり、株主総会の承認が不要となる（会社法805条）。従って、空欄Cは○となる。

略式手続の要件は、当事会社間に特別支配関係がある（一方が他方の議決権の90%以上を保有している）ことであるが、新設分割でそのような関係はあり得ない。従って、空欄Dは×となる。従って、正解はエである。

(解答) エ (重要度) B

問題17 平成30年 第5問 (解説)

各種の株価算定方法について問われている。細かい知識を含むが、一番基本的なエ (ディスカウント・キャッシュ・フロー法) さえ知っていれば正解できる。財務・会計の知識も活用して正解したい。

ア 不適切。類似会社比準方式に関する記述である。ゴードン・モデル方式は、配当還元方式の1つであり、「1株当たり配当金÷(資本還元率-投資利益率×内部留保率)」を株価とする。会社内部の要素で計算されるため、比較対象となる会社は必要ない。

イ 不適切。時価純資産額方式は、会社の資産すべてを時価に換算し、そこから負債の時価を差し引いた正味の資産額から株価を求める方法である。剰余金も会社の資産に含まれるため、配当の抑制が低い評価につながるとは言えない。剰余金の配当額を抑えていると株式が不当に低く評価されるのは、実際配当還元方式に関する記述である (ウの解説を参照)。

ウ 不適切。実際配当還元方式は、過去の配当実績に基づき、将来各期に期待されている配当予定金額を用いて株価を求める方法である。保有する資産の価値は低いが稼ぐ力を高く有している会社の株価は、むしろ高く評価される。稼ぐ力を高く有していても、保有する資産の価値が低いと株価が不当に低く評価されるのは時価純資産額方式に関する記述である (イの解説を参照)。

エ 適切。ディスカウント・キャッシュ・フロー (DCF) 法は、将来見込まれる収益 (フリー・キャッシュフロー) を企業価値ととらえ、現在価値に割り引いて株価を求める方法である。この方法では将来の業績を予測する必要があるが、それを正確に予測するのは難しく、最も適切である。

(解答) エ (重要度) B

問題18 平成29年 第2問 (解説)

会社分割において債権者保護手続の対象となる債権者・ならない債権者の区別が問われている。

・空欄Aについて

吸収分割について問われている。X社 (吸収分割株式会社) に対して吸収分割後は債務の履行を請求することができないX社の債権者は、吸収分割について異議を述べることができる (会社法789条1項2号)。Y社 (吸収分割承継会社) の財務状態等しだいでは弁済を受けられない可能性があるからである。また、分割の効力発生日前からY社の債権者であった者は、吸収分割について異議を述べることができる (会社法799条1項2号)。X社から承継する事業部門の財務状態等が悪化している場合には、Y社の財務状態等を悪化させる可能性があるからである。よって、「Y社に承継させる債務に係る債権者と分割の効力発生日前からY社の債権者であった者」が入る。

・空欄Bについて

新設分割のうち物的分割 (元の会社が新設会社の株式を持つ形態) について問われている。

X社 (新設分割株式会社) に対して新設分割後は債務の履行を請求することができないX社の債権者は、新設分割について異議を述べることができる (会社法810条1項2号)。Z社 (新設分割設立会社) の財務状態等しだいでは弁済を受けられない可能性があるからである。よって、

「Z社に承継させる債務に係る債権者」が入る。

・空欄Cについて

新設分割のうち人的分割(元の会社の株主が新設会社の株式を持つ形態)について問われている。会社法では、人的分割を「物的分割+剰余金の配当」と構成し、X社(新設分割株式会社)の資産が減少することから、新設分割後もX社に対して債務の履行を請求できるX社の債権者まで、債権者保護手続の対象とする(吸収分割:会社法789条1項2号括弧書き、新設分割:810条1項2号括弧書き)。よって、「Z社に承継させる債務に係る債権者だけでなく、Z社に承継されない債務に係る債権者」が入る。

従って、正解はアである。

(解答) ア (重要度) B

問題19 平成28年 第3問(解説)

(設問)

譲渡側が新設分割により事業を切り出した後、譲受側が分割会社の株式を取得するという形態のM&Aについて、注意点が問われている。イ、ウ、エの選択肢は一般知識で判断できる内容である。

ア 不適切。会社分割においては、吸収分割では分割契約(会社法第758条)、新設分割では新設分割計画(会社法第763条)において、それぞれ承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務等を定めることになっており、任意の資産や債務を除外することを妨げない。この点、合併(すべての権利義務を承継する)と混同しないようにしたい。

イ 適切。Y社の既存契約の中に、会社分割が解除事由になっているものがあれば、契約解除の可能性があるため、確認は重要である。

ウ 適切。Z社が新たに許認可を取得する必要がある場合、その費用負担について決めておくことが望ましい。

エ 適切。 α 事業だけを切り離すため、Y社のリース資産等について、 α 事業とそれ以外の事業とで共用されていないかを確認する必要がある。

(解答) ア (重要度) B

問題20 平成26年 第18問(解説)

会社分割(吸収分割)と事業譲渡のメリット・デメリットを答えさせる基本的な出題である。頻出分野であり、必ず正解したい問題である。

ア 適切。吸収分割会社では、法定の備え置き開始日から吸収分割の効力発生後6箇月を経過する日までの間、吸収分割契約等を本店に備え置かなければならない(会社法第782条第1項)。事業譲渡では、このような制度はない。

イ 不適切。前段は正しいが、後段は誤りである。事業譲渡は売買契約に基づく取引行為であるため、債務の移転について債権者保護手続は不要な代わりに、債権者から個別に同意を得る必要

がある。

ウ 不適切。吸収分割では、分割会社が取得している許認可を承継できる（行政官庁に届出を行うだけで足りる）業種が多い。事業譲渡では、譲渡会社が取得している許認可を承継することができない（行政官庁から別途許認可を受ける必要がある）業種が多い。

エ 不適切。吸収分割においては、承継会社の株式に代えて、金銭、新株予約権、社債、分割当事者でない会社の株式等の財産も対価として認められている（会社法第758条第4項）。事業譲渡は売買契約に基づく取引行為であるため、対象事業の対価は金銭で支払われることが多いが、金銭に限定されるわけではない。

(解答) ア (重要度) A

問題21 平成24年 第4問 (解説)

企業の組織再編につき比較的単純な事例で問う問題である。

ア 不適切。吸収合併とは、会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものである（会社法第2条27号）。

本設問の場合、Y社の一部門を譲り受けたいというのであるから、この手続きは活用できない。

イ 不適切。吸収分割とは、株式会社（または合同会社）がその事業に関して有する権利義務の一部を分割後他の会社に承継させることである（会社法第2条第29号）。

本設問の場合、X社もしくはA社がC部門を直接譲り受けるわけではないので、この手続きは活用できない。

ウ 不適切。事業譲渡とは、一定の営業目的のために組織化された機能的財産を、一体として移転することである。本設問の場合、X社もしくはA社がC事業部を直接譲り受けるわけではないので、この手続きは活用できない。

エ 適切。新設分割とは、1または2以上の株式会社（または合同会社）がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を分割により設立する会社に承継させるものである（会社法第2条第30号）。

本設問の場合、まず、C部門を承継させるため、新社（仮にZ社とする）を設立し、次にY社のC部門を切り離し、Z社に承継させる。Z社は自社株式②をY社に割り当てる。X社は、その株式②を譲り受け、この結果新社はX社の100%子会社となるのである。

(解答) エ (重要度) B

問題22 平成23年 第2問 (解説)

会社分割の手法で会社の事業を他社に包括的に移転する場合、債権者保護手続を行う債権者の範囲を問う問題である。要は、この会社分割に関し、利害関係に影響が出るか否かという点である。会社法は、次の場合は、債権者保護手続を行う必要があるとしている。

①吸収分割後、分割会社に対して債務の履行を請求することができない分割会社の債権者（会

社法789条1項2号)

②吸収分割承継会社の債権者（会社法799条1項2号）

それを前提に、本設問をみる。

A社：債権者保護の対象とならない。A社は、分割対象の負債にはせず、分割後もX社で取引及び支払を行うというのであるから、相変わらず債務の履行をX社で行うことができるため、会社分割の影響を受けない。従って、上記①に該当しない。ただし、実質的に分割後のX社が無資力になり、X社がA社を害することを知って会社分割をした場合、A社はY社に対して債務の履行を請求できる（会社法759条4項、同条第6項）。

B社：債権者保護の対象となる。B社の債権は、この分割後は、Y社の債務ということになり、X社に対して請求していくことはできない。従って、上記の①にあたる。

C社：債権者保護の対象とならない。分割時点の負債は全て、X社が支払うと言っているため、C社の利害に直接的な影響を与えることはない。①にあたらぬ。

D社：債権者保護の対象となる。②に該当する。

以上より、B社とD社が債権者保護の対象となり、正解はウである。

(解答) ウ (重要度) C

問題23 平成23年 第3問 (解説)

吸収合併の手続を問う問題である。

ア 不適切。吸収合併において、消滅会社は、合併契約に関する書面を備え置く必要がある（会社法782条）。この書面の備置きは、原則として合併の承認を受ける株主総会の日の2週間前の日から、合併の効力発生後6ヵ月を経過する日までである。本設問に当てはめると、株主総会の日（平成24年3月14日）の2週間前である2月29日から備置きすれば良く、2月21日からではない。

イ 不適切。A社は譲渡制限会社であり、株主総会の招集通知は、会日の1週間前までに書面または電磁的方法で発ししなければならない（会社法299条）。これは、平成24年3月7日までということである。

他方、株主に対する株式買取請求権に関する通知は、合併の効力が発生する日の20日前までにしなければならない。これは、同年3月12日までということになる。

これは12日より前に通知することも可能であるから、3月7日までに両方を同時に通知することは可能である。

ウ 適切。吸収合併の場合、消滅会社の債権者に対して債権者保護手続が必要になる（会社法789条）。その内容は、公告と通知であるが、1社だけであっても、公告を省略することはできないし、知っている債権者には各別に通知しなければならない。

エ 不適切。前半の日曜日に登記が受け付けてもらえない点は、法務局が事務を行っていないので正しい。しかし、後半の平成24年4月1日に合併した旨は記載されない点が誤っている。会社法は、吸収合併において、登記日ではなく、会社間で取り決めた効力発生日に登記上効力が発生する（会社法750条）。従って、登記申請日が4月2日以降の平日であっても、4月1日に合併した旨が登記される。

(解答) ウ (重要度) C

問題24 平成22年 第4問 (解説)

「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」(労働承継法)に関する出題である。
この法律のポイントを以下に記す。

- ①承継される事業に主として従事する労働者で分割計画書に承継する旨の記載のある者の労働契約は、分割の効力が生じた時に設立会社等に承継される(同法第3条)。
- ②承継される事業に主として従事する労働者で分割計画書に記載のない労働者については、書面による異議を申し出ることができる。異議を申し出たときにはその労働契約は承継される(同法第4条1項、4項)。(承継される事業に主として従事する労働者で分割計画書に記載のない労働者は原則残留となる。これに異議を申し出れば、承継される。)
- ③承継される事業に主として従事する労働者以外の労働者で分割計画書に承継すると記載された者については、異議を申し出ることができる。異議を申し出たときには、その労働契約は承継されない(同法第5条1項、3項)。

①、②、③の者に対しては、その手続的保証を図るため、個別の労働者に対して、分割計画(分割契約)についての通知が必要である(同法2条1項)。

これに対し、承継される事業に主として従事する労働者以外の労働者で分割計画書に承継すると記載されていない者に関しては、通知は不要である。

これを本問に当てはめる。

Aは、営業部門(承継される事業である)に従事する労働者で分割計画書に承継する旨の記載のある者ということになる。(①)従って、通知が必要である。

Bは、承継される事業に主として従事する労働者以外の労働者で分割計画書に承継すると記載された者ということになる。(③)これも、通知が必要である。

Cは、承継される事業に主として従事する労働者以外の労働者で分割計画書に承継すると記載されていない者ということになる。従って、通知は不要である。

Dは、承継される事業に主として従事する労働者で分割計画書に記載のない労働者ということになる。(②)従って、通知が必要である。

以上より、A、B、Dに通知が必要である。

(解答) イ (重要度) B

問題25 平成21年 第1問 (解説)

簡易吸収合併とは、消滅会社の株主に交付する存続会社の株式等の総額が、存続会社の純資産の1/5を超えない場合においてとることのできる手続である。

ア 適切。簡易吸収合併の場合は、存続会社では承認株主総会が不要となる。会社法796条3項。

イ 適切。消滅会社・存続会社ともに、自社の株主に対する通知・公告が必要である。反対株主に対して株式買取請求権の機会を与える必要があるためである。会社法785条3項・797条3項。

ウ 不適切。債権者保護手続きは、消滅会社ばかりではなく、存続会社においても必要とされている。会社法789条2項・同法799条2項。

エ 適切。吸収合併の消滅会社の新株予約権者に対しては、公正な価格での買取が認められているため（会社法749条1項4号・5号）、所定の通知が必要とされている。しかし、存続会社に関してはこのような要請は働かない。

(解 答) ウ (重要度) B

問題26 平成21年 第2問 (解説)

ア 不適切。簡易吸収分割は、分割会社においては、承継させる「資産の帳簿価額」の合計額が吸収分割株式会社の総資産額の5分の1を超えない場合に利用できる制度である。会社法784条3項。現行の会社法には「20分の1」を超える場合にはこの制度の適用はないという規定はない。

イ 不適切。本肢ではA社の「純資産額」となっているが、基準となるのは「総資産額」である。

ウ 不適切。ア同様、「20分の1超」という基準を挙げており、このような規定はない。

エ 適切。分割対象となる資産合計額は、分割される負債の金額を斟酌せず、分割対象となるプラスの「資産の帳簿の合計額」となる。従って、 $24\text{億円} \times 1/5 = 4\text{億}8\text{千万}$ を超えない資産の分割であれば、簡易吸収分割の規定が適用される。この場合は、分割会社において分割契約を承認する株主総会の決議は不要となる。

(解 答) エ (重要度) B

問題27 令和4年 第5問 (解説)

事業譲渡と会社分割に関する知識が問われている。

(設問1)

従来、会社が組織再編行為を行う場合、組織再編行為の対価として消滅会社等の株主に対して交付する財産は、存続会社等の株式に限られていた。しかし、組織再編行為を柔軟に行いたいという要望から、金銭等を対価とする組織再編行為についても対価の柔軟化として認められるようになった。当該対価の柔軟化が認められる組織再編行為は、吸収合併、株式交換、吸収分割とされている。

一方、事業譲渡については、会社法に定める組織再編行為ではなく、事業を客体とした売買契約とされている。そのため、対価としては金銭が用いられることが主ではあるが、金銭以外の株式等を対価として提供することも可能である。

従って、正解はエである。

(解答) エ (重要度) A

(設問2)

ア 不適切。株式買取請求権とは、株主が所有する株式の公正な価格での買取を株式会社に対し請求できる権利のことである。事業譲渡、会社分割ともに当該行為に反対する株主には、原則として株式買取請求権が認められている(会社法第469条第1項、第785条、第797条、第806条)。

イ 不適切。事業譲渡は、原則として事業譲渡契約で定めた日に効力が発生する。一方、会社分割のうち吸収分割の場合は、吸収分割契約で定めた日に、新設分割の場合は、新設会社設立の登記をした日に効力が発生する(会社法第759条第1項、764条第1項)。

ウ 適切。新設分割の場合は新設分割計画、吸収分割の場合は吸収分割契約等の書類を本店に一定期間備え置かなければならない(会社法第782条、第803条)。一方、事業譲渡の場合、書面を備え置きする義務はない。

エ 不適切。債権者保護手続とは、株式会社が債権者の利害に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を行う場合、原則として官報に必要な事項を公告し、かつ知っている債権者に対する個別の催告を義務付けた手続のことをいう。事業譲渡の場合、債権者保護手続については規定がない。一方、会社分割を行う場合、原則として債権者保護手続は必要となる(会社法第789条、第810条)。

(解答) ウ (重要度) A

問題28 令和元年 第2問 (解説)

会社法で定める事業譲渡の知識を問う問題である。

- ア 不適切。事業譲渡とは合併や会社分割等の画一的な組織再編とは異なり、通常の売買契約である。よって、金銭は多く利用されるが契約自由の原則に基づき、株式についても事業譲渡の対価として利用されている。
- イ 適切。事業譲渡に反対する株主には原則、株式買取請求権が認められている。例外として株式買取請求権が認められないのは、問題文に記載されている会社法469条 第1項1号と2号について（譲渡会社において事業の全部譲渡と同時に解散決議を行った場合と簡易事業譲渡に該当する場合）である。当問題では、これら例外は考慮しないとなっているため、原則通り株式買取請求権が認められることになる。
- ウ 不適切。事業の重要な一部の譲渡（譲渡会社の総資産額20%超）を行う場合には、株主総会特別決議が必要となる（会社法467条1項1号、2号）。
- エ 不適切。事業譲渡においては、事業を構成する債務や契約上の地位を譲受人に移転する場合は、個別に債権者、契約相手方の同意を得る必要がある。

(解答) イ (重要度) A

問題29 平成25年 第1問 (解説)

企業買収に関する相談対応の形式により、株式の譲受け、事業譲受け、吸収分割のメリットとデメリットを問う問題である。それぞれの意義は以下の通りである。

- ・株式の譲受け
売り手会社から既存の発行済株式を譲り受けることにより、買い手会社が経営権を譲り受ける手法である。
 - ・事業譲受け（事業譲渡）
売り手会社との売買契約（取引行為）により、買い手会社が事業の全部または一部を譲り受ける手法である。
 - ・吸収分割
売り手会社から（自然人における相続のように）権利義務を包括的に承継することにより、買い手会社が事業の一部または全部を譲り受ける手法である。
- a 合併、会社分割、株式交換、株式移転は日本の法律である会社法によって設立された法人間の組織再編行為とされており、実務的に「相手方が外国会社だと行うことはできない」と考えられる。aは会社分割の一類型である空欄Bの「吸収分割」にあてはまる。
- b 財務諸表に計上されていない偶発債務を切り離すことができるのは、問題文の3つの手法のなかで事業譲受け（事業譲渡）のみである。株式譲受けでは、会社の所有権の一定割合が移動するだけなので、売り手会社の権利義務の帰属に変更はなく、偶発債務を切り離せない。また、吸収分割では、会社の権利義務が包括的に承継されるため、同じく偶発債務を切り離せない。bは空欄Aの「事業譲受け」にあてはまる。
- c 「取引の相手方が消滅してしまう」のは合併の場合である。cは空欄A・Bのどちらにもあてはまらない。

よって、「A : b B : a」とする、イが正解である。

(解 答) イ (重要度) B

問題30 平成25年 第14問 (解説)

(設 問)

企業再編の手法である、事業譲渡と会社分割について問う問題である。

事業譲渡について、譲渡会社では、事業の全部または重要な一部を譲渡する場合、株主総会の特別決議による承認が必要である。ただし、総資産額の5分の1（定款でこれを下回る割合を定めたときはその割合）を超えない価額の一部譲渡については、株主総会での承認は不要である（会社法467条1項1号・2号、同法309条2項11号）。

よって、空欄Aには5分の1超を意味する「20%超」が入り、空欄Bには「特別決議」が入る。

また、会社分割においては、分割により事業が包括的に承継されることから、労働者の保護を図る目的で、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（略称「労働契約承継法」）が適用される。

よって、空欄Cには「労働契約承継法」が入り、空欄Dには「会社分割」が入る。

従って、正解はウである。

(解 答) ウ (重要度) A

問題31 平成22年 第3問 (解説)

破産、民事再生、会社更生の各法制を横断的に問うものである。横断的な整理は、準備していた方が多かったと思うが、それでも対応しにくい細かい知識を問う問題である。

ア 不適切。破産手続は清算型であり、民事再生と会社更生は再建型である点は正しい。しかし、破産手続において、破産者が自然人である場合は、「破産者が破産手続開始決定時に保有する全ての資産を金銭に換価して配当に充てることになる」わけではない。なぜならば、破産財団に含まれない破産者の財産があるからである。すなわち、破産者の99万円以下の金銭、差押禁止財産等である(破産法34条3項)。これを、自由財産という。

イ 不適切。破産手続と民事再生手続は、法人・自然人を問わず適用される点は正しい。しかし、会社更生法は、株式会社のみ適用がある(会社更生法1条)のであり、「会社法に規定がある会社のみ」適用があるわけではない。

ウ 不適切。破産法と会社更生手続では、管財人が選任されて資産の管理処分を行う旨の記述はその通りである。しかし、民事再生法においては、原則として、再生債務者に業務遂行権と財産管理権がある(同法38条1項)が、裁判所は、経営者の能力・資質に問題があるなど、事業再生のため必要であれば、管理命令を発し、管財人を選任することができる(同法64条)。「管財人という制度が法律上存在しない」わけではない。

エ 適切。破産手続と民事再生手続では、質権、抵当権等の担保権は「別除権」となり、担保権者は手続外でこれを実行して、優先弁済を受ける。これに対し、会社更生法は、このような担保権は、「更生担保権」となり、手続外での実行はできず、会社更生手続に従って弁済を受けることになる(会社更生法47条)。

(解答) エ (重要度) C

問題32 平成23年 第4問 (解説)

民事再生法における再生計画案及び会社更生法における更生計画案を、債権者集会の可決要件の観点から、横断的に問う問題である。

再生計画案の可決要件は、①議決権者の過半数の同意、かつ、②債権総額の2分の1以上を有する者の同意である(民事再生法172条の3第1項)。X社においては、賛成したものが11名中4名しかいないので、①の要件を欠き、否決される。

他方、更生計画案の可決要件は、議決権を行使することができる更生債権者の議決権総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意である(会社更生法196条5項1号)。X社においては、賛成者の債権額が10億6,050万円であるから、この要件を満たし、可決される。

従って、正解はエである。

(解 答) エ (重要度) B

問題33 平成24年 第16問 (解説)

(設問)

下線部①：正しい。集合債権譲渡担保権者は、債務者が期限の利益を喪失したときは、譲渡担保権の実行ができ、債権の取得や処分ができる。期限の到来している債権を他の一般債権者に優先して回収することができる。

下線部②：正しくない。前段は正しいが、必要に応じて、債権を分割して譲渡することもできるので、「金融機関に持ち込んで割引を受けるときに債権金額の分割もできない」という部分は間違っている。

下線部③：正しい。民事再生手続きの特色として、従来の経営陣が事業の経営権を喪失し、管財人がその経営に当たる会社更生法と違い、経営陣の刷新は、法律上必須ではない点が挙げられる。

下線部④：正しくない。再生手続開始時において、再生債務者の財産について担保権を有する者は、別除権を有し、これを再生手続外で行使することができる(民事再生法第53条)。別除権者は、別除権の行使により、当該別除権にかかる担保権によって担保される債権について優先的に弁済を受けることができる。

従って、正解はイである。

(解答) イ (重要度) B

問題34 平成22年 第19問 (解説)

ア 不適切。ADRとは、裁判外紛争解決手段のことである。

イ 不適切。DDSとは、既存の債権の一部を劣後借入金に変更することである。

ウ 適切。DESとは、債権者が借入会社に対する金銭債権を現物出資し、これに対して借入企業が株式を発行することである。

エ 不適切。DIPとは、民事再生法等の再建手続きに入った企業に対する再建企業向け融資のことである。

(解答) ウ (重要度) A

問題35 令和3年 第4問 (解説)

破産法、民事再生法に関する知識が問われている。

- ア 不適切。否認権とは、法的倒産手続において、管財人（民事再生手続においては監督委員又は管財人）が一定の要件の下で、債務者又はこれと同視される第三者により手続開始前になされた債務者の財産を減少させる行為（詐害行為）や債権者間の平等を害する弁済、担保提供等の行為の効力を手続開始後に否定し、原状を回復する権利のことをいう。この否認権は、破産法、民事再生法ともに認められている（破産法160条、民事再生法127条）。
- イ 不適切。別除権とは、破産手続や再生手続の制約を受けずに担保権を実行し、一般債権者に優先して個別的に弁済を受ける権利のことをいう。この別除権は、破産手続、民事再生手続ともに認められている（破産法65条、民事再生法53条）。
- ウ 不適切。破産財団となる財産とは、自然人の破産の場合は、生活費等の一定の財産が必要となるため、破産手続開始後に取得した財産や一身専属性のある財産については、自由財産と認められる。一方、破産者が法人の場合、生活費等の必要はないため、自由財産という考えはなく、原則すべての財産が換価され、配当に充てられることとなっている（破産法34条）。また、民事再生手続は再建型の手続であるため、再生債務者は一定の財産を保有維持することが可能である。
- エ 適切。破産手続は、原則債権者又は債務者の申し立てにより開始される（破産法18条）。一方、民事再生手続が進行していたが、再生が立ち行かなくなったため、やむを得ず破産手続に移行するといった場合（牽連破産）等は、裁判所の職権により破産手続が開始されることがある（民事再生法248条）。

(解答) エ (重要度) B

問題36 平成28年 第5問 (解説)

3つの観点を示して法的倒産処理手続を比較させ、あてはまる手続を答えさせる問題である。

- ・担保権の原則的な取扱い

破産手続と民事再生手続では、倒産処理手続によらずに担保権を実行することができる。これを「別除権」という。一方、会社更生手続では、担保権は「更生担保権」とされ、更生手続外での担保権実行は禁止または中止される（会社更生法第50条第1項）。また、特別清算手続では、先取特権等の一般の優先権がある債権に基づく強制執行が認められる。

- ・否認権行使の可否

否認権とは、手続開始前になされた債務者の行為またはこれと同視できる第三者の行為の効力を否定し、債権者のために財産の回復を図る、管財人等の権能のことである。

否認権は、破産手続、会社更生手続、民事再生手続では認められており、特別清算手続では認められていない。

・相殺権の行使期限

相殺権とは、破産者等に対して債務を負担していた債権者が、自身の債権と債務を相殺できる権利のことである。債権者から見て、「自分の債務は弁済しなければならないのに、債権のほうは弁済を受けられない」となると、公平の観点から問題があることから、認められている。ただし、これを無制限に認めると債権者平等に反するため、一定の制限がある。破産手続と特別清算手続では、債権届出期間後でも、相殺権を行使することができる。民事再生手続と会社更生手続では、債権届出期間内のみ可能とされている。

従って、A：民事再生手続、B：会社更生手続、C：破産手続、D：特別清算手続が当てはまり、正解はエである。

(解 答) エ (重要度) B

問題37 平成22年 第7問 (解説)

破産手続における配当に関する出題である。

(設問1)

破産管財人は、破産会社の財産を集め、換金し、債権者に配当する。その際、弁済を受ける順位は、①財団債権(破産手続によらないで、破産財団から随時弁済を受けることができる債権)、②優先的破産債権(破産財団に属する財産につき一般の先取特権(民法306条)その他一般の優先権がある破産債権)、③(一般)破産債権(破産者に対し破産手続開始決定前の原因に基づいて生じた財産上の請求権であって、財団債権に属さないもの)、④劣後的破産債権(他の破産債権に劣後して弁済を受ける破産債権)、となる。

従って、まず、配当が要求されるAには「財団債権」が入る。財団債権に全額配当してもまだ破産財団に余剰がある場合には、優先的破産債権に対する配当がおこなわれることになるから、Bには「優先的破産債権」が入ることになる。

従って、正解はイである。

(解 答) イ (重要度) B

(設問2)

現在の破産財団が約1,000万円あり、これが上記の順に配当されていくことになる。しかし、財団債権に属する債権の中にも順位がある。まず、破算債権者の共同の利益のために行う裁判上の費用の請求権、破産財団の管理・換価及び配当に要する費用請求権である(破産法148条)。本設問ではこれが、200万円あり、まず支払われる。

次に、その他の財団債権に該当するものとして、税金に関しては、破産手続前に生じたものであって、破産手続開始当時、いまだ納期限の到来していないもの、または納期限から1年を経過していない滞納分は財団債権となり、他の部分は優先的破産債権となる(破産法148条1項3号)。本問では、平成21年分約500万円が財団債権にあたる。

また、給料に関しては、民法上は一般先取特権が認められているが、特別法たる破産法では、破産手続開始前3カ月分の使用人の給料が財団債権となるとしている。本問では、平成21年10月分

～12月分の未払給料約300万円がこれにあたる。

ここまです、破産財団の配当原資は尽きることになる。

従って、甲の子の場合、この未払給料約300万円中に30万円の未払給料が入っており、配当額はウの平成21年10月から12月分の未払い給料全額に当たる約30万円となる。

(解答) ウ **(重要度)** C